

博士論文概要 / 令和4年度修士論文概要

原北, 祥悟
崇城大学 : 助教

鄭, 修娟
九州産業大学 : 講師

殷, 爽
愛媛大学教育学部 : 特定研究員

張, 芸穎
九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻

<https://hdl.handle.net/2324/7172564>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 23, pp.77-96, 2024-03-18. 九州大学大学院人間環境学府(教育学部門)
教育経営学研究室/教育法制論研究室
バージョン :
権利関係 :



教師の労働基本権保障に関する教育法社会学的研究 —韓国における「教員労組法」の成立と展開を事例に—

鄭 修娟
(九州産業大学／講師)
(令和5年2月取得)

【章構成】

序章 本研究の目的

第一章 国家公務員法における教員の地位

第一節 国家公務員法の改正と教育公務員の位置づけ

第二節 教員労組結成の動きと専門職教員団体の対応

第三節 大韓教育連合会の組織改編と文教部による「教職団体法」の提案

第四節 小括

第二章 教師の「教育権」をめぐる組織内部の議論

第一節 YMCA 中等教育者協議会の「教師論」

第二節 教師の権利保障に関する議論

第三節 大韓教連の対応

第四節 教員労組結成への動き

第五節 小括

第三章 労働法制改革と教員地位法の制定

第一節 教育関連法改正の頓挫

第二節 労働法改正への戦略転換と組織内部の葛藤

第三節 労働法改正案をめぐる意見対立と与野党の立場変化

第四節 韓国教総による教員地位法の成立

第五節 小括

第四章 教員労組法の成立

第一節 教員地位法制定以降における韓国教総の変化

第二節 全教組の合法化をめぐる対立

第三節 政権交代による影響

第四節 教員労組法の成立と全教組内部のジレンマ

第五節 小括

第五章 二大教員団体による団体交渉の機能と構造

第一節 二大教員団体の団体交渉の内容

第二節 韓国教総の団体交渉内容の変化

第三節 全教組の団体交渉内容と教育権の保障

第四節 小括

第六章 全教組法外労組事件をめぐる葛藤

第一節 事件の概要

第二節 地方裁判所判決の分析

第三節 教育労働の特殊性と普遍性をめぐる議論

第四節 全教組による教員労組法改正運動

第五節 小括

終章 本研究の意義及び今後の課題

(1) 各章の概要

本研究では、韓国の教員労組法の成立と展開について法社会学的視点から法の上昇機能（第2章～第4章）・下降機能（第5章～第6章）の二つの軸を立てて分析した。具体的には、従来、違法とされてきた教師の教育労働運動が、当事者（全国教職員労働組合、以下「全教組」）たちの「法意識」を反映し成文法化していく過程（法の上昇機能）及び、法成立後の団体交渉や法解釈をめぐる論争・紛争を通じて、法が社会に浸透していく過程（法の下降機能）を検討した。このような作業を通じて、教師の労働基本権保障のための立法条件を提起するとともに、法が持つ権利保障の機能に着目し、それが教師個人の人々の教育権のみならず、子どもの学習権、保護者の教育権とも深くかかわっていることから、公教育の条件整備の必要不可欠な要素であることを論じた。

第1章では、1960～70年代における軍事政権下の国家公務員法の改正に着目し、法律上の教員の身分がいかに位置付けられていたのかを分析した。本章で取り扱う国家公務員法は、第2章以降に展開される教員労組の「法意識」（権利意識）の形成に直接的な影響を与えた法規範である。国会での議論を通して、同法が教員を聖職者として捉え、その諸権利を制限する制度的装置として位置付けられたことを述べる本章は、第2章以降の考察のための前提基盤を提示する章となる。具体的には主に、同法の制定・改正にかかわる国会議事録を通して、与野党間の議論を検討し、当時国会にて教師の職務の特殊性を公務員という身分から解釈し、教員を「聖職」として位置付けていたことを明らかにした。

第2章では、軍事政権による弾圧によって一時停止状態となった教師集団の教育運動が民主化を求める社会的背景をもとに、1980年代から再開されたことに着目し、前章で分析した国家公務員法及び大韓教連（専門職教員団体）への批判意識から、自主的な教師集団の結成に向けて法改正を求める動きが始まったことを述べた。本章では、教師集団自らが「教師の労働基本権の保障が必要である」と意識し始めたことに注目し、この時期を「法意識」形成の初期段階として位置付けた。

具体的に、教員労組が教師の「教える権利」（教育権）を保障することが子どもの学習権保障の基本条件であることを自覚し、そのための具体的な解決策として「法」を改正する必要性を意識しはじめたことに注目した。そこで、法改正による組織結成の合法化を目指し、自らのプレゼンスの正当性を得ようとした様子を検討するとともに、それに対抗する大韓教連もまた新たな法の制定を次々と要求し、組織の存在意義を承認されるために法を意識していたことを明らかにした。

第3章では、教員労組及び専門職教員団体による法改正・法制定運動に注目した。前章を当事者たちの法意識の形成段階として位置付けたことに対して、本章では法に対する批判や改正を要求するにとどまらず、自ら法律の改正案を作成・提案するに至る両組織の戦略に着目し、当事者たちの法意識がより発展していくプロセスを分析した。具体的には、教育法の改正を通じて、組織結成の合法性を獲得しようとした教員労組が、その後、教育法改正の頓挫を経験し、労働法改正に戦略を転換していく過程を検討した。特に、このような戦略転換にあたって組織内部でどのような葛藤が生じていたのかを内部資料を通じて把握することで、同会がなぜ「労働組合」という組織形態を主張し続けたのか、その理由を探った。

第4章では、労働組合法の特別法として教員労組法が成立（1999年）した過程を、全教組内部での「組織転換論」及び、政権交代や国際的情勢などの外部要因に着目して分析した。特に、法の改正や制定を求め、法律案を提案するような法意識の形成段階を超えて、国家権力（立法機関）によって制定される「法」に依存し、自らのプレゼンスを示すことに対する根本的な限界を自覚し、「法とは何か」を問い直す議論が全教組内部で起きていたことに注目した。

この点は、法が持つ可能性と限界の両方を、教員労組が意識し始めたことを意味しており、従来の先行研究では見逃してきた部分である。

第5章では、法が成立した後に当該社会に与える影響を、法の下降機能として捉え分析を進めた。教員労組と教育部・教育庁による団体交渉を媒体に、教員労組法が社会でどのように機能しているのかを検討した。交渉の結果だけでなく、行政との間で行われる交渉プロセスに着目し、「労使自治のフィールド」として団体交渉が持つ意義について述べた。また、韓国教総による団体協議の内容を教員地位法成立後から現在に至るまでの協議・合意事項に基づき分析した。従来は教師の社会的・経済的地位向上に重点を置き、各種手当の引き上げや研修拡大の保障を主張してきた同会が、児童生徒の教育を受ける権利の保障をも含む内容に拡大して団体協議を行っていることを明らかにした。

全教組の団体交渉については、保守政府への政権交代以降からの動向に着目し、法律上で「非交渉事項」として制限されている項目が、実際には地域教育行政の政治的志向や教育方針に合わせて教員労組の交渉事項として扱われている点に注目した。団体交渉の「場」を労組自治が実現できうるフィールドとして捉え、それが教師の権利保障のみならず、児童生徒・保護者、地域住民等、広い教育関係者の利益ともかかわって機能していることを述べた。

第6章では、全教組の法外労組事件（2013年～2020年）をめぐる論争・裁判結果を分析し、教員労組法が持つ権利保障の側面に重点を置き、法解釈による当該社会の権利意識の変化を検討した。主に最高裁判所の判決資料等を分析し、教師の労働基本権は、憲法が保障する国民の「普遍的」な基本権である点、それが公教育の条件整備の前提であることを論じた。

（2）本研究の意義及び今後の課題

以上の内容を踏まえ、本研究の成果を以下の3点から述べる。

第一に、教育法社会学の方法論を適用したことにより、法の形成・成立、運用、変化の全体像を見渡せた点である。本研究では、特に関係者たちの「法意識」の形成と発展を法成立の重要な変数として位置づけ、組織内部での議論を分析することに重点を置いた。その結果、従来の先行研究とは異なり、教

員労組法の成立には一般労働法の法理のみならず、「教育法」の側面も重視されていたことが明らかになった。この点は、関係者らの「教職観」を比較することによって読み取ることができ、教員労組法の成立過程に対して新たな分析視点を与えうると考える。

第二に、教員労組法の成立をめぐる全教組内部での議論を分析し、専門職教員団体とは異なる教員労組の特質を明らかにした。従来の先行研究では、両組織を一概に「教員団体」の枠内で説明してきた側面があるが、本研究では法成立をめぐる組織内部で起きていた葛藤やジレンマを詳細に分析することで、両組織の教育権に対する認識や教職観の違い等を論じた。特に全教組は、ときには現実と妥協しながらも、「教員にのみ適用される特別法」ではなく、最後まで労働組合法の特別法による組織の合法化を主張し、教育行政との同等な関係で団体交渉を行うことを不断に求めてきた。このような組織の「自主性」に対する認識が、専門職教員団体と決定的に異なる点であると言える。

第三に、教師の労働基本権を、すべての人間に保障される「普遍的」な権利として強調し、それを支える社会的な支持基盤が必要であることを問題提起した。専門家集団だけでなく、保護者団体、市民団体、学生団体など、幅広い利益集団からの支持基盤を土台にすることが、教師の権利保障のためには欠かせない立法条件であることを述べた。社会からのニーズが法規範を形成し、それが直接的にも間接的にも当該社会で機能していくことによって社会の権利意識を変化させる可能性を有するのである。

公教育の条件整備は、教育行政学の古典的な研究課題であるがゆえに、教員労組または専門職教員団体が行う団体交渉・協議の内実を解明し、それが社会でどのように機能しているか/機能しうるかを学術的に問い続けることが不可欠である。上記の成果は、韓国の教育行政学領域では十分に解明されてこなかった点であり、本研究は新たな知見を提供できうと考える。加えて、日本国内においても海外の参照事例は、主に米国に傾倒してきた側面があり、本研究での知見は今後、教師の権利保障をめぐる国際的研究の発展にもつながりうる点で、学術的意義がある。

最後に、本研究の課題について述べておきたい。まず、韓国における教員労組の運動は、今も現在進行形であり、専門職教員団体も含め、教師の権利保

障に向けての動きは今後も検討していく必要がある。特に、日本と異なり政治的変化が激しい韓国の特徴を考慮し、政治的要因の影響を受けつつも、それを教員労組がどのように利用し、社会との連携を図っていくのか、より動態的な検討を試みたい。加えて教師の権利保障の場面は、教育行政との団体交渉という外部での働きかけのみならず、学校内部での意思形成・決定プロセスにおいてもみられると考える。今後はミクロな事例研究にも目を向け、教育実践における団体交渉の機能も分析する必要がある。

また、教師の社会的・経済的地位の変遷をより精緻に検討するために、その給与体系を法制史的に分析する作業も必要である。その変化に教員労組の団体交渉がどのように影響したのかを実証できるならば、関連する立法論まで発展させうると考えられる。

さらに、日本との比較研究をより意識した分析枠組みを設定し、日本における教員組合運動との関連性を明らかにしたい。特に、日教組が韓国の教員労組の結成や運動にどのような影響を与えてきたのかを実証することで、日教組研究にも新たな視点を与えうると考える。この点は、今後の研究課題としたい。

【主要参考文献】

- ・青木宗也『教育公務員と労働基本権』労律時報、1972年。
- ・市川昭午『専門職としての教師』明治図書、1976年。
- ・今橋盛勝『教育法と法社会学』三省堂、1991年。
- ・海後宗臣編著『教員養成（戦後日本の教育改革8）』東京大学出版会、1971年。
- ・片岡昇「労働法学と法社会学」『法社会学』第15号、1963年、46-50頁。
- ・勝野尚行『教育専門職の理論—教育労働法学序説』法律文化社、1976年。
- ・兼子仁『教育法学と教育裁判』勁草書房、1969年。
- ・兼子仁『教育法（新版）』有斐閣、1978年。
- ・兼子仁「教育法学の学際性と独自性」日本教育法学会編『講座教育法1 教育法学の課題と方法』総合労働研究所、1980年。
- ・神田修『教育法と教育行政の理論』三省堂、1993年。
- ・小林直樹『法の人間学的考察』岩波書店、2003年。
- ・佐藤学『専門家として教師を育てる』岩波書店、

2015年。

- ・篠原清昭「教育委員会の規則制定権：教育委員会規則の法社会学」『日本教育行政学会年報』第10号、1984年、213-226頁。
- ・高橋哲『現代米国の教員団体と教育労働法制改革』風間書房、2011年。
- ・高橋哲『聖職と労働のあいだ「教員の働き方改革」への法理論』岩波書店、2022年。
- ・日本教職員組合『教職員の権利と労働条件』1964年。
- ・広田照幸編著『歴史としての日教組』上巻・下巻、名古屋大学出版会、2020年。
- ・朴相弼『韓国労働法』大旺社、1983年。
- ・宗像誠也『教育と教育政策』岩波新書、1969年。
- ・宗像誠也編著『教師の自由と権利—ILO・ユネスコ勧告を中心に』労旬新書、1967年。